

築上町告示第140号

令和2年第6回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年11月18日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和2年11月25日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第6回 築上町議会臨時会会議録（第1日）

令和2年11月25日（水曜日）

---

**議事日程（第1号）**

令和2年11月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件の報告）
- 日程第4 議案第79号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第10号）  
について）
- 日程第5 議案第80号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第6 議案第81号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第82号 物品売買契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件の報告）
- 日程第4 議案第79号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第10号）  
について）
- 日程第5 議案第80号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第6 議案第81号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第82号 物品売買契約の締結について
- 

**出席議員（14名）**

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 吉原 秀樹君 | 2番 | 江本 守君  |
| 3番 | 池永 巖君  | 4番 | 鞆野 希昭君 |

5番	工藤	久司君	6番	北代	恵君
7番	宗	晶子君	8番	丸山	年弘君
9番	信田	博見君	10番	田原	宗憲君
11番	塩田	文男君	12番	武道	修司君
13番	池亀	豊君	14番	田村	兼光君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	西田	哲幸君	課長補佐	横内	秀樹君
総務係長	城山	琴美君			

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川	久三君	副町長	……………	八野	紘海君
教育長	……………	久保	ひろみ君	総務課長	……………	元島	信一君
財政課長	……………	椎野	満博君	建設課長	……………	神崎	秀一君
学校教育課長	……………	野正	修司君				

---

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年第6回築上町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、池永巖議員、4番、鞆野希昭議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

11月24日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

会期は、本日11月25日、1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日11月25日の1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日11月25日の1日限りと決定をいたしました。

---

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第79号外3件です。

---

## 日程第4. 議案第79号

○議長（武道 修司君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第79号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）から、日程第7、議案第82号物品売買契約の締結についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号から議案第82号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第79号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第79号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予

算（第10号）について）、令和2年11月13日付で専決処分したので、報告し承認を求める。  
令和2年11月25日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第79号は専決処分についてでございますが、本案は令和2年度築上町一般会計補正予算（第10号）の専決をさせていただきました。

この予算案は、歳入歳出の総額171億5,386万円に4,062万8,000円を追加いたしまして、171億9,448万8,000円を歳入歳出予算の総額と定めるものでございます。

7月5日から8日にかけて、それから7月23日から25日にかけての梅雨前線の豪雨で被災をした箇所でございますが、被災箇所は寒田の中迫川、それから安武第4で西郷川の一部が損壊いたしまして、これを国の災害復旧事業の申請をいたしまして、査定を受けて、査定後に早急に工事にかかる必要があるというふうなことで、11月13日付で専決処分をさせていただきました。よろしく御審議をいただき、御承認をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この災害の復旧なんですけど、今、町長が言われたとおり7月の豪雨の被害の、下りたということですので、ちょっと建設課長、ほかの状況をもう少し詳しく。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目が寒田の中迫川でございます。

これ、場所は旧寒田小学校近くの県道に、寒田下別府線ですが、そこにかかる畦津橋というのがございます。こちらに流れ込んでくる城井川の支流が中迫川でございます。この橋から上流へ約120メートルほど上ったところの右岸側、下流に向かって右側でございますが、ちょうどカーブになっておりまして、そこが崩壊したものでございます。復旧延長が15.7メートル、深さが約10メートル近くございます。

2点目でございますが、安武第4の西郷川でございます。

県道豊津椎田線に赤幡橋がかかってございますが、この、まだ豊津方面に向かいまして、県道にかかっている古屋橋というのがございます。この橋から下流へ約120メートルほど行ったところの、これも右岸側でございます。復旧延長が約6メートル、高さが2メートル程度、こちらが被災したものでございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第79号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第79号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は承認することに決定をいたしました。

---

### 日程第5. 議案第80号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第80号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第80号築上町特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。令和2年11月25日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第80号は、築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、人事院が国家公務員の期末手当を0.05か月分減額することを勧告いたしました。これに伴い、本町でも人事院勧告ということで、職員の給与の次の議案にも出てまいります。人事院勧告の制度を尊重しまして、毎度、この措置をしているところでございます。

国家公務員に準じまして、一応、特別職の期末手当を0.05か月分減額することにいたしましたところでございますので、よろしく御審議をいただき御承認をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより議案第80号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第80号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

#### **日程第6. 議案第81号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第6、議案第81号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第81号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。令和2年11月25日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第81号は、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、前議案の80号と同じく、人事院勧告が出まして期末手当を0.05か月分を減額することと勧告がございました。国に準じて職員の期末手当もその措置をするものでございます。なお、職員団体とも、この減額案については了解済みでございます。そういうことで、よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 10月7日、人事院は国家公務員の一時金削減を勧告、これに伴い、福岡県人事委員会は、10月15日、国と同様に期末手当0.05か月分の引下げ勧告を行いました。

コロナ禍の下で住民の命と暮らしを守るため、身をすり減らして奮闘している自治体労働者のボーナスカット、これは全ての労働者の賃下げにつながるものであり、地域社会、経済に大きな影響を及ぼします。特に、今年4月から始まった会計年度任用職員の期末手当カットは容認でき

ません。一般職員と議員等とは、別の議案にするべきであることを主張し、一般職員会計年度任用職員のボーナスカットについて反対します。

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第81号について採決を行います。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） どうもありがとうございます。起立多数です。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第82号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第82号物品売買契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第82号物品売買契約の締結について「公立学校情報機器導入事業」築上町教育用パソコン調達について、次のように物品売買契約を締結するものとする。令和2年11月25日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第82号は物品売買契約の締結でございます。

本売買契約は令和2年11月4日に4者による指名競争入札を行いました。結果は別紙入札結果表のとおりでございますが、株式会社日章スクール&オフィスが、消費税込みで4,848万9,980円で落札をして、現在、仮契約を行っているところでございます。

なお、導入の機械はタブレットパソコン851台ということで、児童全部に配付するものでございます。今後は、このパソコンによって、よりきめ細やかな教育ができるものと、このように考えておるところでございますので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） こちらの契約ですが、予算がつかしまったときに、パソコン自体の製造が間に合っていないから、導入がいつになるか分からないという話もあったところは、今回、このように契約ができて、大変安堵しているところでございます。

先ほど町長が、児童全員にとおっしゃいましたが、本予算、GIGAスクール構想でタブレットパソコン配付に関しては、2回に分けて予算が計上されていたと思いますが、契約は1回で全ての児童生徒へのタブレット配付が網羅できたのでしょうか。まず、そちらを御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、6月にリース契約として、そのときに小中学校合わせて252台の分を契約しております。

それから、別にまた購入分としまして6月に入札いたしまして、そのときに150台を購入しております。それと、今回の851台を合わせまして、全児童生徒に行き渡る数になるということでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 御丁寧に説明くださりまして、ありがとうございます。6月のことまで記憶しておらず、申し訳ないことでございます。

そしたら、もう児童生徒に行き渡るということは、コロナ禍で持って帰っていただかなければいけないとかに利用いただけるということも大変重要なことだと思うんですけども、そもそも学校のインターネット環境を整備して、それで町内学校の授業としてパソコンが利用できる環境を整えていっているということですよ。コロナ禍で、いろいろ、最初はインターネット設備を整えた上でタブレット配付だったと思うんですが、先にタブレット配付になりましたね、今回のことで。

なので、GIGAスクール構想が、ちょっと入れ替わって、その物品とかの物品が先に来て、インターネットの環境整備が後になったということなんですけれども、違う、すみません、その辺がよくわからないので、その辺の流れの説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

配線関係の整備でございますが、それも、もう契約が終わって、一度年内にこちらのほうは終了する予定になっておりますので、そちらの環境も年内に整備され、タブレットも3月1日までの納期で入るということになっております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 教えてくださいまして、ありがとうございます。認識違いで失礼いたしました。

では、逆に言うと、もうタブレットさえ来れば、学校で子どもたちがパソコンを使って授業が

学べる状況にあるということで、では、そのスタートについてどの程度準備ができているかの御説明をお願いいたします。3回目なので、これで終わります。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課、野正でございます。

学校で使う方法という、そのような質問でよろしゅうございますか。はい。全児童に行き渡るということになっておりますので、各学校、授業に、パソコン等を使った授業に役立てていただくようになろうかと思えます。

また、4月でしたか、全校休業ということにもなりましたし、そういうことが、もしまた、再度起こった場合には、家庭学習とかにも貸出しをして、利用できるようなことにはなろうかと思えます。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございせんか。塩田議員。

○議員（**11番 塩田 文男君**） ちょっと分からないのでお尋ねします。

タブレット851台、これライセンスということで、それも851台で小計的には4,408万1,800円と、落札額が同じなんですけど、ということは、これは落札した結果でこの仕様書ができたんですか。それとも、これはその落札と内訳、これ、単価が1台4万7,000円って書いてあるんですけど、落札金額と一緒にということは、その落札した後に、これを併せて出したのか、それとも100%定価で、そのまま買ったかというふうにも取れるんですけど、この辺の説明をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 椎野財政課長。

○財政課長（**椎野 満博君**） 財政課、椎野でございます。

御質問の件につきましては、別添資料の分の内訳書と思えますけれども、こちらにつきましては、業者が落札した価格での金額を提示して、その分で契約をしております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより議案第82号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第

82号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、令和2年第6回築上町臨時会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時20分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員